

【誤りやすい事例 ① - 申告書第1表・第4表関係 - 】 被相続人の兄弟姉妹が相続した場合（2割加算①）

私（国税信二郎）は、兄（国税信一郎）の死亡に伴い、妹（税務幸子）とともに兄の財産を相続しました。

なお、兄の法定相続人は、私と妹の2人です。

相続税の申告書

相続開始年月日 ▲年 5月 11日

第1表

フリガナ	各人の合計	財産を取得した人
（被相続人） コクゼイ シンイチロウ		コクゼイ シンジロウ
氏名	国税 信一郎	国税 信二郎

出税額の計算

取得の割合	⑨	⑩	⑪
取得割合	2400000	1440000	
相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額			

相続税額の加算金額の計算書

被相続人 国税 信一郎

加算の対象となる人の氏名	①	②	③	④
各人の税額控除前の相続税額 （第1表⑨又は第1表⑩の金額）				
相続税額の加算金額 ①×0.2				
ただし、上記③又は④の金額がある場合には、 ①×③×0.2となります。				

誤

私と妹は、兄の法定相続人であるので、2割加算の対象とはならないと考え、第1表の「⑪相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額」欄は記入しませんでした。

正しい取扱いは、下記のとおりです。

相続税の申告書

相続開始年月日 ▲年 5月 11日

第1表

フリガナ	各人の合計	財産を取得した人
（被相続人） コクゼイ シンイチロウ		コクゼイ シンジロウ
氏名	国税 信一郎	国税 信二郎

出税額の計算

取得の割合	⑨	⑩	⑪
取得割合	2400000	1440000	
相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額	480000	288000	

相続税額の加算金額の計算書

被相続人 国税 信一郎

加算の対象となる人の氏名	①	②	③	④
各人の税額控除前の相続税額 （第1表⑨又は第1表⑩の金額）		144,000	96,000	
相続税額の加算金額 ①×0.2		28,800	19,200	
ただし、上記③又は④の金額がある場合には、 ①×③×0.2となります。				

正

兄弟姉妹は、被相続人の二親等の血族であり、一親等の血族に該当しないため、2割加算の対象となります。

したがって、第4表を作成の上、第1表の「⑪相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額」欄に第4表で計算した相続税額の加算金額を記入します。

○ 2割加算とは

相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した人が、被相続人の一親等の血族（代襲相続人となった孫などの直系卑属を含みます。）及び配偶者以外の人である場合には、その人の相続税額はその相続税額の2割に相当する金額を加算した金額となります。

⇒ ①被相続人の兄弟姉妹、甥や姪が相続人となった場合、②被相続人の養子として相続人になった孫（代襲相続人を除きます。）などが2割加算の対象となります。

【誤りやすい事例 ② - 申告書第1表・第4表関係 - 】 被相続人の孫が相続した場合（2割加算②）

私（国税信二郎）は、祖父（国税太郎）の死亡に伴い、父（国税一郎）とともに祖父の財産を相続しました。

なお、私は祖父と養子縁組を行っています。

相続税の申告書(続) 修正

※申告期限延長日 年 月 日 ※申告期限延長日 年 月 日

フリガナ **コクセイ シンジロウ** 財産を取得した人 参考として記載している場合

氏名 **国税 信二郎** 財産を取得した人 参考として記載している場合

第1表

⑨	240,000	円
⑩		円
⑪		円
⑫		円

第4表

被相続人 **国税 太郎**

この表は、相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した人のうちに、被相続人の一親等の血族（代襲して相続人となった直系卑属を含みます。）及び配偶者以外の人がある場合に記入します。
(注) 一親等の血族であっても相続税額の加算の対象となる場合があります。詳しくは「相続税の申告のしかた」をご覧ください。

加算の対象となる人の氏名			
各人の税額控除前の相続税額 (第1表⑨又は第1表⑩の金額)	①	円	円
相続税額の加算金額 (①×0.2) ただし、上記①又は②の金額がある場合には、 ((①-②)×0.2)となります。	⑥	円	円

(注) 1 相続時精算課税適用者である孫が相続開始の時までに被相続人の養子となった場合は、「相続時精算課税に係る贈与を受けている人、及び相続開始の時までに被相続人との縁組に当事者であった場合には含まれませんので②欄のみ①欄までの記入は不要です。

誤

私は、祖父の孫養子（養子となった孫）であるので、祖父の一親等の血族に該当し、2割加算の対象とはならないと考え、第1表の「⑪相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額」欄は記入しませんでした。

正しい取扱いは、下記のとおりです。

相続税の申告書(続) 修正

フリガナ **コクセイ シンジロウ** 財産を取得した人 参考として記載している場合

氏名 **国税 信二郎** 財産を取得した人 参考として記載している場合

第1表

⑨	240,000	円
⑩		円
⑪	48,000	円
⑫		円

第4表

被相続人 **国税 太郎**

この表は、相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した人のうちに、被相続人の一親等の血族（代襲して相続人となった直系卑属を含みます。）及び配偶者以外の人がある場合に記入します。
(注) 一親等の血族であっても相続税額の加算の対象となる場合があります。詳しくは「相続税の申告のしかた」をご覧ください。

加算の対象となる人の氏名	国税 信二郎		
各人の税額控除前の相続税額 (第1表⑨又は第1表⑩の金額)	①	240,000	円
相続税額の加算金額 (①×0.2) ただし、上記①又は②の金額がある場合には、 ((①-②)×0.2)となります。	⑥	48,000	円

(注) 1 相続時精算課税適用者である孫が相続開始の時までに被相続人の養子となった場合は、「相続時精算課税に係る贈与を受けている人、及び相続開始の時までに被相続人との縁組に当事者であった場合には含まれませんので②欄のみ①欄までの記入は不要です。

正

孫養子（代襲相続人である孫養子を除く。）は、一親等の血族に該当しますが、相続税の2割加算の対象となります。

したがって、第4表を作成の上、第1表の「⑪相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額」欄に第4表で計算した相続税額の加算金額を記入します。

○ 2割加算とは

相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した人が、被相続人の一親等の血族（代襲相続人となった孫などの直系卑属を含みます。）及び配偶者以外の人である場合には、その人の相続税額はその相続税額の2割に相当する金額を加算した金額となります。

⇒ ①被相続人の兄弟姉妹、甥や姪が相続人となった場合、②被相続人の養子として相続人になった孫（代襲相続人を除きます。）などが2割加算の対象となります。

【誤りやすい事例 ③ - 申告書第1表・第4表関係 - 】 被相続人の孫が相続した場合（2割加算③）

私（国税信二郎）は、祖父（国税太郎）の死亡に伴い、祖父の財産を相続しました。
なお、私の父は祖父の死亡より前に死亡しており、私は父を代襲して相続人となっています。

相続税の申告書(続) 修正

※申告期限延長日 年 月 日 ※申告期限延長日 年 月 日

フリガナ 財産を取得した人 参考として記載している場合
氏名 国税 信二郎 (参考)

山税額(⑨の場合を除く) ⑨ 240,000 円

相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額(⑩) ⑩ 48,000 円

各人の税額控除額(⑫)

相続税額の加算金額の計算書 被相続人 国税 太郎 第4表

この表は、相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した人のうちに、被相続人の一親等の血族（代襲して相続人となった直系卑属を含みます。）及び配偶者以外の人がある場合に記入します。
(注) 一親等の血族であっても相続税額の加算の対象となる場合があります。詳しくは「相続税の申告のしかた」をご覧ください。

加算の対象となる人の氏名	国税 信二郎			
各人の税額控除前の相続税額(第1表⑨又は第1表⑩の金額)	①	240,000	円	
相続税額の加算金額(①×0.2) ただし、上記③又は④の金額がある場合には、(①-③-④)×0.2となります。	⑥	48,000	円	

(注) 1 相続時精算課税適用者である孫が相続開始の時点で被相続人の養子となった場合は、「相続時精算課税に係る贈与を受けている人で、かつ、相続開始の時までに被相続人ととの続柄に変更があった場合」には含まれませんので⑩欄から金額までの記入は不要です。

誤 私は、祖父の一親等の血族ではないので、2割加算の対象となると考え、第4表を作成し、第1表の「⑩相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額」欄に第4表で計算した相続税額の加算金額を記入しました。

正しい取扱いは、下記のとおりです。

相続税の申告書(続) 修正

フリガナ 財産を取得した人 参考として記載している場合
氏名 国税 信二郎 (参考)

山税額(⑨の場合を除く) ⑨ 240,000 円

相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額(⑩) ⑩ 円

各人の税額控除額(⑫)

相続税額の加算金額の計算書 被相続人 国税 太郎 第4表

この表は、相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した人のうちに、被相続人の一親等の血族（代襲して相続人となった直系卑属を含みます。）及び配偶者以外の人がある場合に記入します。
(注) 一親等の血族であっても相続税額の加算の対象となる場合があります。詳しくは「相続税の申告のしかた」をご覧ください。

加算の対象となる人の氏名				
各人の税額控除前の相続税額(第1表⑨又は第1表⑩の金額)	①		円	
相続税額の加算金額(①×0.2) ただし、上記③又は④の金額がある場合には、(①-③-④)×0.2となります。	⑥		円	

(注) 1 相続時精算課税適用者である孫が相続開始の時点で被相続人の養子となった場合は、「相続時精算課税に係る贈与を受けている人で、かつ、相続開始の時までに被相続人ととの続柄に変更があった場合」には含まれませんので⑩欄から金額までの記入は不要です。

正 孫は、祖父の一親等の血族には該当しませんが、あなたは父を代襲して相続人となっているので、2割加算の対象とはなりません。
したがって、第1表の「⑩相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額」欄は記入しません。
(注) この場合、第4表の作成は不要です。

○ 2割加算とは
相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した人が、被相続人の一親等の血族（代襲相続人となった孫などの直系卑属を含みます。）及び配偶者以外の人である場合には、その人の相続税額はその相続税額の2割に相当する金額を加算した金額となります。
⇒ ①被相続人の兄弟姉妹、甥や姪が相続人となった場合、②被相続人の養子として相続人になった孫（代襲相続人を除きます。）などが2割加算の対象となります。

【誤りやすい事例 ④ - 申告書第2表関係 - 】

被相続人と養子縁組を行った孫がいる場合（基礎控除）

私（国税信一郎）は、祖父（国税太郎）の死亡に伴い、祖父の財産を相続しました。
 なお、私と弟（国税信二郎）は祖父と養子縁組を行っており、祖父の相続人は、私の父（国税一郎）、私と弟の3人です。

誤

私と弟は、祖父と養子縁組を行っているため、民法に規定する相続人に該当するので、第2表の「②遺産に係る基礎控除額」欄の法定相続人の数は父を含め3人と記入しました。
 また、「④法定相続人」欄などは左のとおり記入しました。

相続税の総額の計算書		被相続人	国税太郎	
この表は、第1表及び第3表の「相続税の総額」の計算のために使用します。 なお、被相続人から相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した人のうちに農業相続人がいない場合は、この表の⑥欄及び⑦欄並びに⑨欄から⑪欄までは記入する必要がありません。				
① 課税価格の合計額	② 遺産に係る基礎控除額	③ 課税遺産総額		
⑦ (第1表) ⑥(A) 72,045,000 円	3,000万円+(600万円) × (⑧の法定相続人の数) ⑧ 3人 = 4,800 万円	④ (①-②) 24,045,000 円		
④ 法定相続人 (注)1参照	⑤ 左の法定相続人に 応じた 法定相続分	⑥ 法定相続分に 応ずる取得金額 (④×⑤) (1,000円未満切捨て)		⑦ 相続税の総額の 基となる税額 (⑥×⑦) (下の「速算表」で計算します。)
氏名	被相続人との続柄	法定相続分	取得金額	税額
国税一郎	長男	1/3	8,015,000 円	801,500 円
国税信一郎	養子	1/3	8,015,000 円	801,500 円
国税信二郎	養子	1/3	8,015,000 円	801,500 円

正しい取扱いは、下記のとおりです。

正

あなたと弟は、民法に規定する相続人に該当しますが、遺産に係る基礎控除額を計算する際には、被相続人に実子がいる場合は、養子は1人までしか法定相続人の数に含めません。
 あなたの場合は、父が被相続人(祖父)の実子に該当するので、第2表の「②遺産に係る基礎控除額」欄の法定相続人の数は2人となります。
 また、「④法定相続人」欄などは左のとおり記入します。

相続税の総額の計算書		被相続人	国税太郎	
この表は、第1表及び第3表の「相続税の総額」の計算のために使用します。 なお、被相続人から相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した人のうちに農業相続人がいない場合は、この表の⑥欄及び⑦欄並びに⑨欄から⑪欄までは記入する必要がありません。				
① 課税価格の合計額	② 遺産に係る基礎控除額	③ 課税遺産総額		
⑦ (第1表) ⑥(A) 72,045,000 円	3,000万円+(600万円) × (⑧の法定相続人の数) ⑧ 2人 = 4,200 万円	④ (①-②) 30,045,000 円		
④ 法定相続人 (注)1参照	⑤ 左の法定相続人に 応じた 法定相続分	⑥ 法定相続分に 応ずる取得金額 (④×⑤) (1,000円未満切捨て)		⑦ 相続税の総額の 基となる税額 (⑥×⑦) (下の「速算表」で計算します。)
氏名	被相続人との続柄	法定相続分	取得金額	税額
国税一郎	長男	1/2	15,022,000 円	1,753,300 円
国税信一郎	養子	1/2	15,022,000 円	1,753,300 円
国税信二郎	養子			

○ 法定相続人の数

「法定相続人の数」とは、民法に規定する相続人の数（相続人のうち相続の放棄をした人があっても、その放棄がなかったものとした場合の相続人の数）をいいますが、被相続人に養子がいる場合の「法定相続人の数」に含める養子の数は、次のそれぞれに掲げる人数までとなります。

- ① 実子がいる場合 1人
- ② 実子がない場合 2人

【誤りやすい事例 ⑤ - 申告書第9表・第11表の付表4関係 - 】 生命保険金とともに払戻しを受ける前納保険料（みなし相続財産）

私（国税花子）は、夫（国税太郎）の死亡を保険事故として、△△生命から死亡保険金1,400万円を受け取りました。

また、当該保険契約について、夫が支払った前納保険料150万円を併せて受け取りました。

生命保険金などの明細書		被相続人	国税 太郎	第9表
1 相続や遺贈によって取得したものとみなされる保険金など この表は、相続人やその他の人が被相続人から相続や遺贈によって取得したものとみなされる生命保険金、損害保険契約の死亡保険金及び特定の生命共済金などを受け取った場合に、その受取金額などを記入します。				
保険会社等の所在地	保険会社等の名称	受取年月日	受取金額	受取人の氏名
△△区〇〇2丁目×番	△△生命	▲・7・11	14,000,000 円	国税 花子

誤

第9表の生命保険の受取金額に1,400万円と記入しました。

また、前納保険料の払戻金額(150万円)は保険金ではないことから、第9表に記入した受取金額1,400万円には含めず、第11表の付表4に記入しました。

相続税がかかる財産の明細書		被相続人の氏名		第11表の付表4
(事業（農業）用財産・家庭用財産・その他の財産用)		国税 太郎		
この明細書は、相続税がかかる財産(相続時精算課税適用財産を除きます。)のうち、事業(農業)用財産、家庭用財産又はその他の財産の明細を記入します。				
項番	財産の明細		分割が確定した財産	
	細目	財産の名称等	数量	価額
	特例	財産の所在地等 <td>単価(円) <td>取得財産の価額(円) </td></td>	単価(円) <td>取得財産の価額(円) </td>	取得財産の価額(円)
	備考		価額(円) <td>財産を取得した人の番号</td>	財産を取得した人の番号
1	生命保険金等	△△生命		1 1,500,000
			1,500,000	

正しい取扱いは、下記のとおりです。

生命保険金などの明細書		被相続人	国税 太郎	第9表
1 相続や遺贈によって取得したものとみなされる保険金など この表は、相続人やその他の人が被相続人から相続や遺贈によって取得したものとみなされる生命保険金、損害保険契約の死亡保険金及び特定の生命共済金などを受け取った場合に、その受取金額などを記入します。				
保険会社等の所在地	保険会社等の名称	受取年月日	受取金額	受取人の氏名
△△区〇〇2丁目×番	△△生命	▲・7・11	15,500,000 円	国税 花子
		..		
		..		
		..		
		..		

(注) 1 相続人（相続の放棄をした人を除きます。以下同じです。）が受け取った保険金などのうち一定の金額は非課税となり

正

みなし相続財産とされる保険金には、保険金とともに払戻しを受ける前納保険料も含まれるので、第9表の受取金額には前納保険料を加算した金額(1,550万円)を記入します。

(保険金) (前納保険料の払戻金)
1,400万円 + 150万円
= 1,550万円

○ 相続や遺贈によって取得したものとみなされる保険金

相続や遺贈によって取得したものとみなされる保険金には、本来の保険金のほか、保険契約に基づき分配を受ける剰余金、割戻しを受ける割戻金及び払戻しを受ける前納保険料で、保険金とともに受け取るものも含まれます。

なお、相続人が受け取った保険金のうち、次の算式により計算した金額までは非課税となります。

$$\text{【算式】} (500\text{万円} \times \text{法定相続人の数}) \times \frac{\text{その相続人の受け取った保険金の合計額}}{\text{相続人全員の受け取った保険金の合計額}}$$

(注) 1 相続人以外の方が取得した死亡保険金には非課税の適用はありません。

2 法定相続人の数は、「誤りやすい事例④」の下段の「○ 法定相続人の数」をご覧ください。

【誤りやすい事例 ⑥ - 申告書第11表の付表3関係 - 】 被相続人以外の名義の財産（預貯金）

私（国税一郎）は、父（国税太郎）の死亡に伴い、父の自宅の金庫を確認したところ、父名義の預金通帳のほかに、私名義の定期預金証書を見つけました。この定期預金は、父の収入から預け入れたものであり、父が管理・運用をしていました。
また、私は過去にこの定期預金について、贈与を受けたことはありません。

誤

第11表の付表3には、被相続人である父名義の財産だけを記入すればよいと考え、私名義の定期預金は記入しませんでした。

相続税がかかる財産の明細書 (現金・預貯金等用)				被相続人の氏名 国税 太郎		第11表の付表3	
この明細書は、相続税がかかる財産(相続時精算課税適用財産を除きます。)のうち、現金又は預貯金等の明細を記入します。							
項番	口座種別等		所在場所等 上段：金融機関等の名称 中段：支店等の名称 下段：その他(所在地等)	数量	単価(円) 価額(円)		分割が確定した財産
	口座番号	国外 備考				財産を取得した人の番号	取得財産の価額(円)
1	普通預金		〇〇銀行			2	2,187,200
	1234567		△△支店				
					2,187,200		
2	定期預金		〇〇銀行			2	20,000,000
	2345678		△△支店				
					20,000,000		

正しい取扱いは、下記のとおりです。

相続税がかかる財産の明細書 (現金・預貯金等用)				被相続人の氏名 国税 太郎		第11表の付表3	
この明細書は、相続税がかかる財産(相続時精算課税適用財産を除きます。)のうち、現金又は預貯金等の明細を記入します。							
項番	口座種別等		所在場所等 上段：金融機関等の名称 中段：支店等の名称 下段：その他(所在地等)	数量	単価(円) 価額(円)		分割が確定した財産
	口座番号	国外 備考				財産を取得した人の番号	取得財産の価額(円)
1	普通預金		〇〇銀行			2	2,187,200
	1234567		△△支店				
					2,187,200		
2	定期預金		〇〇銀行			2	20,000,000
	2345678		△△支店				
					20,000,000		
3	定期預金		××銀行			2	4,500,980
	3456789		××支店				
			国税一郎 名義		4,500,980		

正

名義にかかわらず、被相続人(父)が資金を拠出しているなど、被相続人の財産と認められるものは相続税の課税対象となります。

あなた名義の定期預金が被相続人の財産と認められるときには、第11表の付表3に記入することとなります。

○ 被相続人名義以外の財産

名義にかかわらず、被相続人が取得等のための資金を拠出していたことなどから被相続人の財産と認められるものは相続税の課税対象となります。したがって、被相続人が購入(新築)した不動産でまだ登記をしていないものや、被相続人の財産と認められる預貯金、株式、公社債、貸付信託や証券投資信託の受益証券等で家族の名義や無記名のものなどの被相続人名義以外のものも、相続税の申告に含める必要があります。

【誤りやすい事例 ⑦ - 申告書第 11 表の付表 4 関係 - 】 所得税の準確定申告書を提出し、還付金を受領している場合

相続人である私（国税一郎）は、父（国税太郎）の死亡後、父の所得税の準確定申告書を提出し、所得税の還付金（25万円）を受け取りました。

相続税がかかる財産の明細書 (事業(農業)用財産・家庭用財産・その他の財産用)				被相続人の氏名 国税 太郎		
この明細書は、相続税がかかる財産(相続時精算課税適用財産を除きます。)のうち、事業(農業)用財産、家庭用財産又はその他の財産の明細を記入します。						
項番	財産の明細		数量	単価(円) 価額(円)	分割が確定した財産	
	細目 特例 国外 備考	財産の名称等 財産の所在場所等			財産を取得した人の番号	取得財産の価額(円)
1	その他	未収家賃 (〇〇商事)			2	478,000
		△△市××2 丁目4番1号		478,000		
2	その他	絵画(〇〇作)			2	7,800,000
		〇〇市△△1 丁目1番1号		7,800,000		

第11表の付表4

誤

所得税の準確定申告に係る還付金は、父が亡くなった後に相続人である私が手続をとって支払を受けたものであることから、相続財産ではないと考え、第11表の付表4に記入しませんでした。

正しい取扱いは、下記のとおりです。

相続税がかかる財産の明細書 (事業(農業)用財産・家庭用財産・その他の財産用)				被相続人の氏名 国税 太郎		
この明細書は、相続税がかかる財産(相続時精算課税適用財産を除きます。)のうち、事業(農業)用財産、家庭用財産又はその他の財産の明細を記入します。						
項番	財産の明細		数量	単価(円) 価額(円)	分割が確定した財産	
	細目 特例 国外 備考	財産の名称等 財産の所在場所等			財産を取得した人の番号	取得財産の価額(円)
1	その他	未収家賃 (〇〇商事)			2	478,000
		△△市××2 丁目4番1号		478,000		
2	その他	絵画(〇〇作)			2	7,800,000
		〇〇市△△1 丁目1番1号		7,800,000		
3	その他	▲年分所得税還付金 (準確定申告)			2	250,000
		〇〇税務署		250,000		

第11表の付表4

正

所得税の準確定申告に係る還付金は、被相続人（父）に帰属する財産であり、相続財産に該当するため、第11表の付表4に記入します。

(注) 1 後期高齢者医療保険料や介護保険料の還付金なども相続財産に該当します。
2 被相続人の所得税の準確定申告で納付することとなる所得税は、相続財産の価額から差し引くことができる債務となります。

○ 被相続人の準確定申告に係る還付金等

還付請求権は（本来の）相続財産であり、相続税の課税対象となります。還付請求権は、被相続人の死亡後に発生するとしても、被相続人の潜在的な請求権が被相続人に帰属しており、これが被相続人の死亡により顕在化したものと考えられます。

したがって、これらの請求権に基づいて還付金を受け取った場合は、相続税の課税対象となります。

【誤りやすい事例 ⑧ - 申告書第 11 表の付表 4 関係 - 】 支給されていなかった年金を受け取った場合

私（国税花子）は、夫（国税太郎）の死亡後、夫が生前に支給を受ける予定であった国民年金（未支給年金）を請求し、国民年金を受け取りました。

相続税がかかる財産の明細書 (事業(農業)用財産・家庭用財産・その他の財産用)				被相続人の氏名 国税 太郎		第11表の付表4
この明細書は、相続税がかかる財産(相続時精算課税適用財産を除きます。)のうち、事業(農業)用財産、家庭用財産又はその他の財産の明細を記入します。						
項番	財産の明細		分割が確定した財産		取得財産の価額(円)	
	特例 備考	財産の名称等 財産の所在場所等	数量	単価(円) 価額(円)		
1	その他	未支給年金 (国民年金)			1	76,000
		〇〇市△△1 丁目1番1号		76,000		

誤

夫が生前に支給を受ける予定であった国民年金は、夫の相続財産であると考え、未支給年金として第11表の付表4に記入しました。

正しい取扱いは、下記のとおりです。

相続税がかかる財産の明細書 (事業(農業)用財産・家庭用財産・その他の財産用)				被相続人の氏名 国税 太郎		第11表の付表4
この明細書は、相続税がかかる財産(相続時精算課税適用財産を除きます。)のうち、事業(農業)用財産、家庭用財産又はその他の財産の明細を記入します。						
項番	財産の明細		分割が確定した財産		取得財産の価額(円)	
	特例 備考	財産の名称等 財産の所在場所等	数量	単価(円) 価額(円)		

正

未支給年金については、被相続人の遺族が、未支給年金を自己の固有の権利(その者の権利)として請求するものであり、被相続人の死亡に係る相続税の課税対象にはなりませんので、第11表の付表4には記入しません。

なお、遺族が支給を受けた未支給年金は、支給を受けた者の一時所得(所得税)に該当します。

○ 相続税の課税対象とならない年金受給権

死亡したときに支給されていなかった年金を遺族が請求し支給を受けた場合は、その遺族の一時所得(所得税)の対象となり、相続税は課税されません。

また、厚生年金や国民年金などを受給していた人が死亡したときに、遺族に対して支給される遺族年金は、原則として所得税も相続税も課税されません。

【誤りやすい事例 ⑨ - 申告書第 11 表の付表 4 関係 - 】

保険事故が発生していない生命保険契約（本来の相続財産：契約者が被相続人）

私（税務幸子）は、父（国税太郎）の死亡保険金として、△△生命から2,500万円を受け取りました。このほか、△△生命との間には、**父が契約者で保険料を負担し、私を被保険者**とする生命保険契約があります。

なお、この生命保険契約については、私が契約者の地位を引き継いでおり、また、相続開始の時において、その契約を解約するとした場合に支払われることとなる解約返戻金相当額は450万円となっています。

誤

第9表に支払を受けた保険金2,500万円を記入しました。

なお、父が契約者で保険料を負担し、私を被保険者とする生命保険契約については、その契約に係る保険金は受け取っておらず、相続税の課税対象とはならないと考え、第9表及び第11表の付表4には記入しませんでした。

生命保険金などの明細書		被相続人	国税 太郎	
1 相続や遺贈によって取得したものとみなされる保険金など この表は、相続人やその他の人が被相続人から相続や遺贈によって取得したものとみなされる生命保険金、損害保険契約の死亡保険金及び特定の生命共済金などを受け取った場合に、その受取金額などを記入します。				
保険会社等の所在地	保険会社等の名称	受取年月日	受取金額	受取人の氏名
△△区〇〇2丁目×番	△△生命	▲・7・11	25,000,000 ^円	税務 幸子

第9表

相続税がかかる財産の明細書		被相続人の氏名		国税 太郎		
この明細書は、相続税がかかる財産（相続時精算課税適用財産を除きます。）のうち、事業（農業）用財産、家庭用財産又はその他の財産の明細を記入します。						
項番	細目		数量	単価（円）	分割が確定した財産	
	特例	国外			財産を取得した人の番号	取得財産の価額（円）
	備考	財産の名称等				
		財産の所在場所等		価額（円）		
1		△△生命		4,500,000	3	4,500,000

第11表の付表4

正しい取扱いは、下記のとおりです。

正

相続開始の時において、保険事故（被保険者の死亡など）が発生していない生命保険契約であっても、被相続人（父）が契約者で、かつ、保険料を負担している場合には、第11表の付表4に被相続人の本来の相続財産である「生命保険契約に関する権利」として解約返戻金相当額を記入します。

生命保険金などの明細書		被相続人	国税 太郎	
1 相続や遺贈によって取得したものとみなされる保険金など この表は、相続人やその他の人が被相続人から相続や遺贈によって取得したものとみなされる生命保険金、損害保険契約の死亡保険金及び特定の生命共済金などを受け取った場合に、その受取金額などを記入します。				
保険会社等の所在地	保険会社等の名称	受取年月日	受取金額	受取人の氏名
△△区〇〇2丁目×番	△△生命	▲・7・11	25,000,000 ^円	税務 幸子

第9表

相続税がかかる財産の明細書		被相続人の氏名		国税 太郎		
この明細書は、相続税がかかる財産（相続時精算課税適用財産を除きます。）のうち、事業（農業）用財産、家庭用財産又はその他の財産の明細を記入します。						
項番	細目		数量	単価（円）	分割が確定した財産	
	特例	国外			財産を取得した人の番号	取得財産の価額（円）
	備考	財産の名称等				
		財産の所在場所等		価額（円）		
1		△△生命		4,500,000	3	4,500,000

第11表の付表4

○ 「生命保険契約に関する権利」の評価

相続開始の時において、まだ保険事故が発生していない「生命保険契約に関する権利」の価額は、相続開始の時においてその契約を解約するとした場合に支払われることとなる解約返戻金相当額によって評価します。

なお、一定期間内に保険事故が発生しなかった場合において、解約返戻金等の支払がない生命保険契約（いわゆる掛捨て型の生命保険契約）については、生命保険契約に関する権利の対象となりません。

※ 解約返戻金相当額は、契約先である生命保険会社などに照会し、確認してください。

【誤りやすい事例 ⑩ - 申告書第 11 表の付表 4 関係 - 】

保険事故が発生していない生命保険契約（みなし相続財産：契約者が相続人）

私（税務幸子）は、父（国税太郎）の死亡保険金として、△△生命から3,000万円を受け取りました。このほか、△△生命との間には、私を保険契約者・被保険者とする生命保険契約について、父が生前、保険料を負担していたものがあります。

なお、この生命保険契約については、相続開始の時に、その契約を解約するとした場合に支払われる解約返戻金相当額は450万円となっています。

生命保険金などの明細書

被相続人 国税 太郎

第9表

1 相続や遺贈によって取得したものとみなされる保険金など
この表は、相続人やその他の人が被相続人から相続や遺贈によって取得したものとみなされる生命保険金、損害保険契約の死亡保険金及び特定の生命共済金などを受け取った場合に、その受取金額などを記入します。

保険会社等の所在地	保険会社等の名称	受取年月日	受取金額	受取人の氏名
△△区〇〇2丁目×番	△△生命	▲・7・11	30,000,000 ^円	税務 幸子

相続税がかかる財産の明細書

（事業（農業）用財産・家庭用財産・その他の財産用）

被相続人の氏名 国税 太郎

第11表の付表4

この明細書は、相続税がかかる財産（相続時精算課税適用財産を除きます。）のうち、事業（農業）用財産、家庭用財産又はその他の財産の明細を記入します。

項番	細目		財産の名称等	数量	単価（円）	価額（円）	分割が確定した財産	
	特例	国外					財産を取得した人の番号	取得財産の価額（円）
			△△生命					

誤

第9表に支払を受けた保険金3,000万円を記入しました。

なお、父が保険料を負担し、私を保険契約者・被保険者とする生命保険契約については、その保険契約に係る保険金は受け取っておらず、相続税の課税対象とはならないと考え、第9表及び第11表の付表4には記入しませんでした。

正しい取扱いは、下記のとおりです。

生命保険金などの明細書

被相続人 国税 太郎

第9表

1 相続や遺贈によって取得したものとみなされる保険金など
この表は、相続人やその他の人が被相続人から相続や遺贈によって取得したものとみなされる生命保険金、損害保険契約の死亡保険金及び特定の生命共済金などを受け取った場合に、その受取金額などを記入します。

保険会社等の所在地	保険会社等の名称	受取年月日	受取金額	受取人の氏名
△△区〇〇2丁目×番	△△生命	▲・7・11	30,000,000 ^円	税務 幸子

相続税がかかる財産の明細書

（事業（農業）用財産・家庭用財産・その他の財産用）

被相続人の氏名 国税 太郎

第11表の付表4

この明細書は、相続税がかかる財産（相続時精算課税適用財産を除きます。）のうち、事業（農業）用財産、家庭用財産又はその他の財産の明細を記入します。

項番	細目		財産の名称等	数量	単価（円）	価額（円）	分割が確定した財産	
	特例	国外					財産を取得した人の番号	取得財産の価額（円）
1			△△生命				3	4,500,000
					4,500,000			

正

被相続人（父）が保険料を負担し、かつ、被相続人以外の人（あなた）が保険契約者であるものがある場合には、その生命保険の契約者が相続又は遺贈により「生命保険契約に関する権利」を取得したものとみなされます（みなし相続財産）。

したがって、第11表の付表4に「生命保険契約に関する権利」として解約返戻金相当額を記入します。

○ 生命保険契約に関する権利（みなし相続財産）

被相続人が保険料を負担し、被相続人以外の人（あなた）が契約者となっている生命保険契約で、相続開始の時に、まだ保険金の保険事故が発生していないものは、その生命保険の契約者が相続又は遺贈により「生命保険契約に関する権利」を取得したものとみなされます。

なお、「生命保険契約に関する権利」の評価については、誤りやすい事例⑨をご覧ください。

【誤りやすい事例 ⑪ - 申告書第 13 表関係 - 】

お墓の購入費用に係る借入金

父（国税一郎）は、亡くなる1年前にお墓を350万円で購入していました。

なお、お墓の購入に当たっては〇〇銀行からの借入れにより代金を支払っており、相続開始日現在で220万円の借入金残高があります。

誤

第13表に相続開始日現在の借入金残高220万円を記入しました。

債務及び葬式費用の明細書							被相続人	国税 一郎
1 債務の明細							第13表	
（この表は、被相続人の債務について、その明細と負担する人の氏名及び金額を記入します。） なお、特別寄与者に対し相続人が支払う特別寄与料についても、これに準じて記入します。								
債務の明細							負担することが確定した債務	
種類	細日	債権者 氏名又は名称	住所又は所在地	発生年月日 弁済期限	金額	負担する人の氏名	負担する金額	
銀行借入金	証書借入れ	〇〇銀行 △△支店	〇〇市△△町 3丁目1番1号	□・3・3 ■・3・3	2,200,000円	税務 幸子	2,200,000円	
合 計					2,200,000			
2 葬式費用の明細								
（この表は、被相続人の葬式に要した費用について、その明細と負担する人の氏名及び金額を記入します。）								

正しい取扱いは、下記のとおりです。

正

生前に被相続人が購入したお墓の借入金など相続税の非課税財産に関する債務は、相続税の計算上、債務として差し引くことができません。

したがって、第13表には記入しません。

債務及び葬式費用の明細書							被相続人	国税 一郎
1 債務の明細							第13表	
（この表は、被相続人の債務について、その明細と負担する人の氏名及び金額を記入します。） なお、特別寄与者に対し相続人が支払う特別寄与料についても、これに準じて記入します。）								
債務の明細							負担することが確定した債務	
種類	細日	債権者 氏名又は名称	住所又は所在地	発生年月日 弁済期限	金額	負担する人の氏名	負担する金額	
合 計								
2 葬式費用の明細								
（この表は、被相続人の葬式に要した費用について、その明細と負担する人の氏名及び金額を記入します。）								

○ 相続財産の価額から差し引くことができる債務

相続財産の価額から差し引くことができる債務は、被相続人が死亡したときにあった債務で確実に認められるものです。

差し引くことができる債務には、借入金や未払金などのほか、被相続人が納めなければならなかった税金で、まだ納めていなかったものも含まれます。

なお、被相続人が生前に購入したお墓については、相続税の課税価格に算入されない財産（非課税財産）であることから、その非課税財産の取得に係る未払金（債務）も相続税の課税価格の計算において差し引くことはできません。

【誤りやすい事例 ⑫ - 申告書第 13 表関係 - 】

未納の固定資産税・住民税

私（国税花子）は、夫（国税一郎）の死亡に伴い、夫の財産（土地・建物）を相続しました。
 なお、夫の死亡後、夫が亡くなった年分の固定資産税と住民税の納税通知書の送付がありました。

債務及び葬式費用の明細書							被相続人	国税 一郎
1 債務の明細							第13表	
（この表は、被相続人の債務について、その明細と負担する人の氏名及び金額を記入します。） なお、特別寄与者に対し相続人が支払う特別寄与料についても、これに準じて記入します。								
債務の明細							負担することが確定した債務	
種類	細日	債権者		発生年月日 弁済期限	金額	負担する人の氏名	負担する金額	
		氏名又は名称	住所又は所在地					
合	計							
2 葬式費用の明細								
（この表は、被相続人の葬式に要した費用について、その明細と負担する人の氏名及び金額を記入します。）								

誤 相続開始日（▲年5月）には、固定資産税と住民税の納税通知書が送付されていませんでしたので、債務控除の対象となる債務には該当しないと考え、第13表には記入しませんでした。

正しい取扱いは、下記のとおりです。

債務及び葬式費用の明細書							被相続人	国税 一郎
1 債務の明細							第13表	
（この表は、被相続人の債務について、その明細と負担する人の氏名及び金額を記入します。） なお、特別寄与者に対し相続人が支払う特別寄与料についても、これに準じて記入します。								
債務の明細							負担することが確定した債務	
種類	細日	債権者		発生年月日 弁済期限	金額	負担する人の氏名	負担する金額	
		氏名又は名称	住所又は所在地					
公租	▲年度分	〇〇市役所		▲・1・1	345,900	国税 花子	345,900	
公課	固定資産税	〇〇市役所		▲・1・1	376,000	国税 花子	376,000	
〃	▲年度分	〇〇市役所		▲・1・1				
	住民税							
合	計				721,900			
2 葬式費用の明細								
（この表は、被相続人の葬式に要した費用について、その明細と負担する人の氏名及び金額を記入します。）								

正 固定資産税と住民税の納税義務は既に成立しているため、相続開始日に納税通知書が送付されていない場合であっても、被相続人（夫）が亡くなった年分の未納となっている固定資産税や住民税（注）は債務控除の対象となる債務に該当しますので、第13表に記入します。
 （注）被相続人の所得税の準確定申告で納付することとなる所得税も債務控除できます。

○ 相続財産の価額から差し引くことができる債務

相続財産の価額から差し引くことができる債務は、被相続人が死亡したときにあった債務で確実に認められるものです。

差し引くことができる債務には、借入金や未払金などのほか、被相続人が納めなければならなかった税金で、まだ納めていなかったものも含まれます。

なお、相続人の責めに帰すべき事由により納付することとなった延滞税、利子税や加算税については、債務控除の対象とはなりません。

【誤りやすい事例 ⑬ - 申告書第 13 表関係 - 】

団体信用生命保険契約により返済が免除される住宅ローン

私（国税花子）は、夫（国税一郎）の死亡に伴い、夫の財産（土地・建物）を相続しました。自宅である土地・建物は5年前に購入したもので、住宅ローンの残高は相続開始日現在で800万円ありました。

なお、住宅ローンの残高は、団体信用生命保険契約により、後日、返済が免除されました。

債務及び葬式費用の明細書							被相続人	国税 一郎	第13表
1 債務の明細							（この表は、被相続人の債務について、その明細と負担する人の氏名及び金額を記入します。なお、特別寄与者に対し相続人が支払う特別寄与料についても、これに準じて記入します。）		
債務の明細							負担することが確定した債務		
種類	細目	債権者 氏名又は名称	住所又は所在地	発生年月日 弁済期限	金額	負担する人の氏名	負担する金額		
銀行	証書借入 借入金 (住宅ローン)	〇〇銀行 〇〇支店	〇〇市△△ 2丁目××	□・5・14 ■・5・14	8,000,000	国税 花子	8,000,000	円	
合 計					8,000,000				
2 葬式費用の明細							（この表は、被相続人の葬式に要した費用について、その明細と負担する人の氏名及び金額を記入します。）		

誤

第13表の債務の明細に、相続開始日現在の住宅ローン残高800万円を記入しました。

正しい取扱いは、下記のとおりです。

債務及び葬式費用の明細書							被相続人	国税 一郎	第13表
1 債務の明細							（この表は、被相続人の債務について、その明細と負担する人の氏名及び金額を記入します。なお、特別寄与者に対し相続人が支払う特別寄与料についても、これに準じて記入します。）		
債務の明細							負担することが確定した債務		
種類	細目	債権者 氏名又は名称	住所又は所在地	発生年月日 弁済期限	金額	負担する人の氏名	負担する金額		
合 計									
2 葬式費用の明細							（この表は、被相続人の葬式に要した費用について、その明細と負担する人の氏名及び金額を記入します。）		

正

団体信用生命保険契約により返済が免除される住宅ローンは、相続人が支払う必要のない債務ですので、第13表には記入しません。

○ 相続財産の価額から差し引くことができる債務

相続財産の価額から差し引くことができる債務は、被相続人が死亡したときにあった債務で確実に認められるものです（借入金や未払金などのほか、被相続人が納めなければならなかった税金で、まだ納めていなかったものも含まれます。）。

なお、団体信用生命保険契約に基づき返済が免除される住宅ローンは、被相続人の死亡により支払われる保険金によって補てんされることが確実にあって、相続人が支払う必要のない債務ですので、相続税の課税価格の計算上、債務として差し引くことはできません。

【誤りやすい事例 ⑭ - 申告書第 14 表関係 - 】

被相続人が亡くなる前3年以内の贈与財産

私（国税一郎）は、父（国税太郎）の死亡に伴い財産を相続しましたが、父が亡くなる前年に200万円、前々年に100万円の現金の贈与を父から受けていました。

なお、前年に贈与を受けた200万円については、贈与税の申告をしています。

純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額及び特定贈与財産価額
出資持分の定めのない法人などに遺贈した財産
特定の公益法人などに寄附した相続財産・
特定公益信託のために支出した相続財産
の明細書

被相続人 国税 太郎

第14表

1 純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額及び特定贈与財産価額の明細
この表は、相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した人（注）が、その相続開始前3年以内に被相続人から暦年課税に係る贈与によって取得した財産がある場合に記入します。
（注）被相続人から租税特別措置法第70条の2の2第12項第1号（直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税）に規定する管理残額及び同法第70条の2の3第12項第2号（直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税）に規定する管理残額以外の財産を取得しなかった人（その人が被相続人から相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得している場合を除きます。）は除きます。

番号	贈与を受けた人の氏名	贈与年月日	相続開始前3年以内に暦年課税に係る贈与を受けた財産の明細			数量	①価額 円	② ①の価額のうち特定贈与財産の価額 円	③ 相続税の課税される価額 (①-②) 円
			種類	細口	所在場所等				
1	国税 一郎	□・2・16	現金 預貯金	現金	〇〇市〇〇町 1丁目1番1号		2,000,000		2,000,000
2							
3							
4							
贈与を受けた人ごとの③欄の合計額			氏名 (各人の合計) 国税 一郎						
④金額			2,000,000 円				2,000,000 円		円

上記「②」欄において、相続開始の年に被相続人から贈与によって取得した居住用不動産や金銭の全部又は一部、

誤

父が亡くなる前年に贈与を受けた現金200万円を第14表に記入しました。

なお、前々年に贈与を受けた現金100万円は、暦年課税に係る贈与税の基礎控除額(110万円)以下で贈与税の申告が不要だったので、第14表に記入しませんでした。

正しい取扱いは、下記のとおりです。

純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額及び特定贈与財産価額
出資持分の定めのない法人などに遺贈した財産
特定の公益法人などに寄附した相続財産・
特定公益信託のために支出した相続財産
の明細書

被相続人 国税 太郎

第14表

1 純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額及び特定贈与財産価額の明細
この表は、相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した人（注）が、その相続開始前3年以内に被相続人から暦年課税に係る贈与によって取得した財産がある場合に記入します。
（注）被相続人から租税特別措置法第70条の2の2第12項第1号（直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税）に規定する管理残額及び同法第70条の2の3第12項第2号（直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税）に規定する管理残額以外の財産を取得しなかった人（その人が被相続人から相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得している場合を除きます。）は除きます。

番号	贈与を受けた人の氏名	贈与年月日	相続開始前3年以内に暦年課税に係る贈与を受けた財産の明細			数量	①価額 円	② ①の価額のうち特定贈与財産の価額 円	③ 相続税の課税される価額 (①-②) 円
			種類	細口	所在場所等				
1	国税 一郎	□・2・16	現金 預貯金	現金	〇〇市〇〇町 1丁目1番1号		2,000,000		2,000,000
2	〃	■・1・25	〃	〃	〃		1,000,000		1,000,000
3							
4							
贈与を受けた人ごとの③欄の合計額			氏名 (各人の合計) 国税 一郎						
④金額			3,000,000 円				3,000,000 円		円

上記「②」欄において、相続開始の年に被相続人から贈与によって取得した居住用不動産や金銭の全部又は一部、

正

暦年課税に係る贈与税の基礎控除額以下の贈与であっても、被相続人（父）が亡くなる前3年以内に財産の贈与を受けている場合には、第14表に記入します。

（注）贈与税が非課税となる財産については、記入する必要はありません。

○ 相続開始前3年以内に被相続人から贈与を受けた財産

相続などにより財産を取得した人が、被相続人からその相続開始前3年以内に贈与を受けた財産があるときには、その人の相続税の課税価格に贈与を受けた財産（贈与のときの価額）を加算します（注）。

（注）被相続人から生前に贈与された財産のうち相続開始前3年以内に贈与されたもので、贈与税の非課税財産に当たらない場合には、贈与税が課されていたかどうかに関係なく加算します。

したがって、暦年課税に係る贈与税の基礎控除額（110万円）以下の贈与財産や死亡した年の贈与財産の価額も加算することになります。

なお、贈与税が課されている場合には、その人の相続税額からその贈与税額を控除します。